

返還猶予の範囲

1 「在学しているとき」の範囲

貸与者が就学している場合

2 「災害、疾病その他やむを得ない理由」の範囲

貸与生が次のアからクのいずれかの区分に該当する場合とする。

ア 申請日現在、災害により居住する家屋等が被害を受け、日常生活に著しい支障がある場合

イ 申請日現在、疾病により著しく就労が制限され、かつ治療中の場合

ウ 申請日現在、進学準備中の場合（予備校在籍若しくは自宅学習者であって、進学に意欲を有すると認められるときに限る）

エ 専門学校の一般課程、各種学校等（海外留学を含む）に在学している場合

オ 申請日現在、貸与生自身が出産予定日の6週間前から出産後1年以内の場合若しくは、出産日より1年を経過しており申請年度の属する年度に、法令又は勤務先の規定等による産前産後休業又は育児休業を取得中又は取得予定である場合。

カ 申請日現在、生活保護を受けている場合

キ 申請日現在、経済的事情（失業若しくは、未就労、無収入、低収入等）により困窮している場合（ただし、今後の返還計画を約するなど育英資金の返還に誠意を有すると認められるときに限る）

ク その他、真にやむを得ない理由と認められる場合（ただし、貸与生自身の責に帰することのできる理由を除く）

3 「返還することが困難であると認められるとき」の範囲

借受人が申請日現在、前項各号（キは、申請日の属する年の年間収入金額が別表第1に定める年間収入基準額以下の見込みがある場合に限る。）に該当し、当該債務の全部又は一部を一時的に履行することが困難であると認められるとき。

別表 年間収入基準額

適用年度	年間収入基準額(※)
令和6年度	300万円

※年間収入基準額と比較する「年間収入金額」に係る注意

- ① 事業分は、所得を「収入」として取り扱うものとする。
- ② 非課税収入（所得）は、「収入」に含めないものとする。
- ③ 借受人に被扶養者がいる場合、被扶養者1人につき38万円を「年間収入金額」から控除することができる。ただし、証明書で被扶養者がいることを確認できた場合に限る。
- ④ 借受人若しくは、借受人の被扶養者の傷病であり、その加療による医療費を控除することができる。ただし、領収書等により証明される額であって、年間96万円を上限とする。